**○国土交通省告示第九百十一号**

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十七年八月六日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

シイアップナイ川

二　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十一号までを順次結んだ線及び標柱一号と十一号を結んだ線に囲まれた土地の区域

北海道十勝郡浦幌町字厚内

四一九番　一号、二号及び五号

一二〇番一　三号及び四号

二三七番　六号、七号、十号及び十一号

四五番一　八号及び九号

**○国土交通省告示第九百十二号**

一般乗用旅客自動車運送事業に係る特定地域の指定（新潟交通圏、京浜交通圏、長野交通圏、金沢交通圏、倉敷交通圏、北九州交通圏、長崎交通圏、宮崎交通圏及び鹿児島市）事案（事案番号平二十七第五〇〇三号、平二十七第五〇一二号、平二十七第五〇一三号、平二十七第五〇一四号、平二十七第五〇一六号、平二十七第五〇一八号、平二十七第五〇一九号、平二十七第五〇二〇号及び平二十七第五〇二一号）については、平成二十七年七月二十八日付け国運審第四十号から同第四十八号までにより、運輸審議会から、指定することは適当である旨の答申があったので、運輸審議会一般規則（昭和二十七年運輸省令第八号）第二十九条の規定により、これを告示する。

なお、答申書の内容は、運輸審議会において、閲覧に供する。

平成二十七年八月六日

国土交通大臣　太田　昭宏

**○国土交通省告示第九百十三号**

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するとともに、同法第六条第一項の規定により、当該土地において、平成二十七年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条及び第四条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十七年八月六日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

荒川内川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から五十号までを順次結んだ線（標柱十二号と十三号については、平成二十四年国土交通省告示第七百十三号で指定した土地の境界線に沿って結んだ線）及び標柱一号と五十号を結んだ線に囲まれた土地の区域

宮崎県都城市御池町

五三九二番一一三　一号から四号まで

五三九二番一一二　五号から九号まで

五三九二番一一一　十号及び十一号

五三九二番二〇一　十二号

五三九二番一〇八　十三号

五三九二番一〇九　十四号から十六号まで

五三九二番一一〇　十七号

五三九二番四〇　十八号から二十三号まで

五三九二番五四　二十四号から二十九号まで

五三九二番一八〇　三十号

五三九二番一八三　三十一号及び三十二号

五三九二番五三　三十三号から三十七号まで

五三九二番一五七　三十八号及び三十九号

五三九二番五二　四十号

五三九二番一〇四　四十一号及び四十二号

五三九二番一〇五　四十三号及び四十四号

五三九二番四一　四十五号

霧島国有林二四三林班　ぬ小班　四十六号から五十号まで

二　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

望原谷川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地に存する標柱一号から七号までを順次結んだ線及び標柱一号と七号を平成十二年建設省告示第二千四百一号で指定した同号十四に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

宮崎県都城市御池町

五三九二番六　一号から四号まで

五三九二番一二六　五号及び六号

五三九二番六八　七号

ロ　次に掲げる土地に存する標柱八号から三十二号までを順次結んだ線及び標柱八号と三十二号を平成十二年建設省告示第二千四百一号で指定した同号十四に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

宮崎県都城市御池町

五三九二番八一　八号

五三九二番六七　九号から十一号まで

五三九二番二三〇　十二号

五三九二番一四二　二十八号

五三九二番一三四　二十九号

三十一号及び三十二号

霧島国有林二二九林班　ほ[1]小班　十三号から二十三号まで

る小班　二十四号から二十七号まで

**○国土交通省告示第九百十四号**

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ四第一項の規定に基づき、平成二十七年七月二十八日付けをもって次のように型式承認をしたので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十七年八月六日

国土交通大臣　太田　昭宏

| 型式承認番号 | 物件の名称 | 製造者の名称 | 製造者の住所 |
|---|---|---|---|
| 第5349号 | 簡易型航海情報記録装置 | 日本無線株式会社 | 東京都三鷹市下連雀五丁目1番1号 |
| | JCY－1950 | | |

**○海上保安庁告示第五十七号**

海上交通安全法（昭和四十七年法律第百十五号）第二十六条第一項の規定に基づき、備讃瀬戸北航路におけるしゅんせつ工事の実施に伴う船舶の航行の制限に関する告示を次のように定める。

平成二十七年八月六日

海上保安庁長官　佐藤　雄二

備讃瀬戸北航路におけるしゅんせつ工事の実施に伴う船舶の航行の制限に関する告示

次の表の上欄に掲げる海域については、同表の中欄に掲げる期間、同表の下欄に掲げる船舶の航行を禁止する。

| 海域 | 期間 | 船舶 |
|---|---|---|
| 次に掲げる地点を順次に結んだ線及び第一号に掲げる地点と第四号に掲げる地点とを結んだ線により囲まれた海域<br>一　北緯三四度二一分一三・七秒東経一三三度四三分三九・二秒<br>二　北緯三四度二〇分五九・四秒東経一三三度四三分四五・五秒<br>三　北緯三四度二〇分五〇・四秒東経一三三度四三分一六・一秒<br>四　北緯三四度二一分四・七秒東経一三三度四三分九・八秒 | 平成二十七年八月二十日から同年九月二十五日まで | 上欄に掲げる海域におけるしゅんせつ工事に従事する船舶以外の船舶 |

**○原子力規制委員会告示第六号**

原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第百五十六号）第二条第三号の規定に基づき、平成十二年科学技術庁告示第三号（原子力災害対策特別措置法第二条第三号の規定に基づき原子力事業者から除かれる者を指定する件）の一部を次のように改正する。

平成二十七年八月六日

原子力規制委員会委員長　田中　俊一

三　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

大幡川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から五十八号までを順次結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和五十四年建設省告示第八百二十五号で指定した同号一に掲げる土地の区域を除く）

宮崎県西諸県郡高原町大字蒲牟田

猪之尾国有林九七林班　ろ小班　一号から十四号まで

ろ[1]小班　十五号から二十四号まで

宮崎県小林市大字細野

雛守国有林九九林班　と小班　二十五号から五十八号まで